

支援の対象者

本修学支援制度の在学予約採用、在学定期採用、家計急変採用に応募し、下記①～④の要件を満たした在学学生を支援の対象とします。

- ①日本国籍、法定特別永住者、永住者等又は永住の意思が認められる定住者である学生（留学など一定期間の滞在を目的とする在留資格は含みません）
- ②規定の世帯年収区分に該当する学生
（住民税非課税世帯又はこれに準ずる世帯）
- ③規定のGPA区分に該当する学生
（学業成績に関する認定基準を満たす）
- ④学修意欲があると認められる学生

支援の内容

世帯年収区分、GPA区分、学修意欲の判定に基づき、以下のとおり奨学金の給付を行います。

	GPA区分 a	GPA区分 b
世帯年収区分A	48万円	24万円
世帯年収区分B	32万円	16万円
世帯年収区分C	16万円	8万円

※1 上記は給付額の年額となります。

※2 奨学金の給付対象期間は、採用枠によって異なる場合があります。

※3 在学定期採用（秋採用）、および、家計急変採用（春採用、秋採用）に応募し、採用になった場合は、それぞれの区分ごとの給付奨学金が半額となります。

世帯年収区分の判定

住民税（市町村民税所得割の金額）の課税額を基に、世帯年収区分（区分A～C）が判定されます。

※家計急変採用での応募の場合、家計急変後の収入が確認できる書類（給与明細など）3か月分を基に年額の課税額を算出するため、3か月分の書類提出後に審査開始となります。

■世帯年収区分A

- ・ 本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税、または支給額算定基準額の合計が100円未満であること

■世帯年収区分B

- ・ 本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること

■世帯年収区分C

- ・ 本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

GPA区分の判定

これまでの履修単位に対する累積GPAを基に、GPA区分（区分 a～b）が判定されます。

■GPA区分 a

- ・ GPAが3.0以上であること

■GPA区分 b

- ・ GPAが2.5以上であること

※本学が提供する他の授業料減免制度等との公平性を担保するためにGPA基準を設けています。

学修意欲に関する判定

学修意欲に関しては、以下を基に判定します。

■修得単位数

- ・ 修得単位数が標準単位数以上であること

※標準単位数 = 卒業に必要な単位数 / 修業年限 × 申請者の在学年数

■学修意欲

- ・ 学修計画書により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

適用期間

採用枠ごとの奨学金の給付対象期間は、以下のとおりです。

在学予約採用：2020年4月1日から2021年3月31日

在学定期採用（春採用）：2020年4月1日から2021年3月31日

在学定期採用（秋採用）：2020年10月1日から2021年3月31日

家計急変採用（春採用）：2020年4月1日から2020年9月30日

家計急変採用（秋採用）：2020年10月1日から2021年3月31日

認定の取り消し

本修学支援制度により奨学金の給付を受けた学生が、次のいずれかに該当する場合は、本学は奨学金の給付を取り消します。この場合、当該学生は、奨学金給付相当額を本学へ納付しなければなりません。

- ①退学又は停学（無期限又は3か月以上の者に限る）の処分を受けた場合
- ②虚偽の申請など不正の手段により支援を受けた場合
- ③要件を充たさない申請であることが判明した場合

申請方法、および、スケジュール

本修学支援制度の申請方法、および、スケジュールに準じます。在学定期採用、家計急変採用にてご応募ください。